



M&Aにおいて労働組合は重要なステークホルダー

齋藤経済産業大臣が明言

皆さん、ご安全に！村田享子です。今回は、JAM大阪、北関東の皆様から意見提起があった、M&Aと労働組合について5/30に経済産業委員会で質問をしました。

M&Aによる労働組合潰しは許されない

質問の二次元コード

村田きょうこチャンネル(YouTube)

5月30日 経済産業委員会で質疑
を行いました！

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
JAMの事例	○大阪のメーデーで勤務先がM&Aの対象となっており不安だという相談を受けた。 ○実際にあったM&Aの事例として、企業買収後に親会社からの指示として会社から、<u>労働組合に対してグループ傘下入りしたことで、給与水準、勤怠等の労働諸条件を統一することを通告された。</u> ○買収前に労使で確認していた、<u>休日数の削減、労働組合専従の廃止</u>を一方的に会社から、親会社からの指示として通告された事例がある。厚生労働省として事例を把握しているのか。	増田嗣郎政府参考人 厚生労働省	○議員指摘の事例は承知していない。 ○会社分割や事業継承等の事業継承において、労使コミュニケーションは重要な課題だと認識している。 ○<u>会社分割や事業譲渡においては、法令や指針で事前に過半数を代表する労働組合と協議するよう努めることとしており、情報発信に取り組んでいきたい。</u>
中小M&Aガイドラインについて	○中小企業庁が、中小M&Aガイドラインを策定しており、初版は2020年であり、2023年に改定されている。 ○初版の各種契約書サンプルに、株式譲渡契約書サンプルがある。このサンプルでは、被買収先は、買収相手に対して労働組合が存在しないことの表明及び証明が求められていた。 ○<u>JAMは、譲り渡される会社の労働組合に対して解散を求める内容だとして、改定を要請し、改定されたと承知しているが、なぜこのような記述をしたのか。</u>	山本和徳参考人 経済産業省	○M&Aにおいて、買収先企業に労働組合の有無は、当該労働組合との間で締結した労働協約があるか等、労務実態の把握にきわめて重要な情報であるため、明らかにすることを求めた。 ○初版の改定後に、村田議員ご指摘の疑問やJAMからのご意見もあり、記載を修正した。 ○買収先企業の労務実態に大きな影響を与える労働協約の有無に焦点を当てた表現に修正した。 ○<u>労働組合を解散させることを求める意図は全くない。</u>
労働組合は重要なステークホルダー(利害関係者)	○労働組合は、憲法28条で団結権が保障されている。初版はやはり問題である ○<u>M&Aにおいて労働組合がステークホルダーとして参加しているのかが重要</u>である。 ○経済産業省が策定した中小M&Aガイドラインには、労働組合の記載がある。M&Aにおける労働組合の役割や、意義をどう考えるのか。	齋藤健経済産業大臣	○M&Aにおいて、対象企業の重要ステークホルダー(利害関係者)である従業員との信頼関係を醸成することは極めて重要な課題である。 ○<u>買収先の労働組合も当然にM&Aの重要なステークホルダーである。丁寧な調整を実施し、理解を得た上でM&Aを行うことが重要</u>である。